

(証券コード 6249)
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都台東区上野二丁目14番22号さくらパークビル
株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表取締役社長 蒔 田 穂 高

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋1丁目1番1号
ホテルグランドパレス 3階 「白樺の間」

ご来場いただくことができない株主様との公平性等を鑑み、おみやげにつきましては、ご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面の各議案について賛成又は反対のいずれかの意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gamecard-joyco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第 7 期 事 業 報 告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、海外経済が緩やかな成長を続ける中で、きわめて緩和的な金融環境と政府の既往の経済政策による下支えなどを背景に、継続的に拡大基調で推移してきましたが、一方で、米国の経済政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響、英国のEU離脱交渉の展開やその影響などの地政学的リスクもあり、依然として不透明感を払拭できない状況が続いていると考えております。

当社グループの主な顧客先であるパチンコホールにおいても、足もとでIR推進法に伴う「のめり込み防止対策」の検討や風営法施行規則等の改正により先行き不透明な状況にある中、一部には競争力の維持・向上を企図した大手・中堅企業による積極的なM&Aや、関東、近畿などの商圏人口の多い都市部への出店が続いておりますが、①射幸性の高い遊技機に対する規制強化、②スマートフォンの普及を背景とするモバイルゲーム等の台頭による客離れ、③低玉貸店舗の増加に伴う消費単価の下落、などが重なり、パチンコホールの市場規模は縮小傾向で推移していると考えております。

この様な状況下で、当社グループでは、「構造改革の完成とその効果の最大化」を目的として、①事業のスリム化（商品とサービスの選択と集中）、②財務のスリム化（在庫と債権のリアルタイム管理）、③業務のスリム化（効率とスピード重視の新体制）、を柱とした課題を設定し取り組んだ結果、営業利益以下の各段階利益は以下のとおり前年同期を大きく上回ることが出来ました。

当連結会計年度における売上高は16,928百万円（前年同期比17.0%減）となった一方、営業利益は3,596百万円（前年同期比87.4%増）、経常利益は3,594百万円（前年同期比84.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,318百万円（前年同期は27百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

販売品目別の業績概況は、次のとおりであります。

機器売上高は、5,732百万円（前年同期比29.8%減）となりました。

カード収入高は、3,170百万円（同12.2%減）となりました。

システム使用料収入は、7,584百万円（同6.9%減）となりました。

その他の収入は、440百万円（同8.1%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は173百万円であります。その主な内容は、加盟店通信機器の取得81百万円、カードユニット等の機能維持・改良機能の取得39百万円及びカード生産設備の改築等32百万円であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

遊技産業は、本年2月に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」が施行され、今後は射幸性を抑えた遊技機（新基準機）の市場投入やのめり込み防止対策の強化など、新たな取り組みが必要とされているため、先行き不透明な状況は継続しております。

当社グループが事業展開するプリペイドカードシステムの分野におきましては、先行き不透明感からパチンコホールの周辺機器への設備投資意欲は暫し限定される可能性があるため、市場環境の変化により対応した商品やサービスの提供が求められます。

平成31年3月期以降につきましては、厳しい状況が続くと想定されるなか、収益を確保し、中長期的な成長を実現していくために、次の四つの課題に取り組んでまいります。

①市場の変化に合わせた体質改善

低玉貸し営業の普及、遊技人口の減少に加え、規制の強化など、市場環境の激化とともにパチンコホールの収益性の低下も進行し、パチンコホールの二極化は今後一層顕著になると予想されます。

このような状況において、パチンコホールのコスト意識は一層高まることから、経営のスリム化・効率化をさらに推し進めたうえで、商品コストや開発支出などの低減を図ってまいります。

②加盟店維持を重点とした商品・サービスの開発

広告規制や釘問題、高射幸性遊技機の撤去など規制が強化されるなか、パチンコホール経営における競合差別化が一層困難となっており、差別化の要素としてサービスの多様化が求められております。

当社グループとしては、新しい商品とサービスを投入することが今後の収益性を大きく左右するものと考えており、当社グループが保有する業界唯一の決済システムとトップシェアを活かして企画と開発に注力してまいります。

③営業力の強化

パチンコホールの周辺機器への投資機会としては、設備の老朽化によるリプレイス、パチンコ機・スロット機の新基準機の投入によるパチンコホール内での設置比率の変更、また、来年度予定されている消費税率の変更などが想定でき、こういった商機を確実に捉えるために全国代理店網の再構築に加え、ダイレクト営業を徹底することにより営業力を徹底的に強化してまいります。

④新規ビジネスの創出

遊技業界全体の縮小傾向に歯止めがかからない状況下で、中長期的な事業拡大のためには業界内外において新規ビジネスの可能性を模索していかなくてはなりません。

今般の規則改正を機に、新たな遊技機が市場に投入され、業界は転換期を迎えることが予想できますが、この転換期を好機と捉え、業界の喫緊の課題への対応やホールニーズを的確に捉えた企画・開発を行います。また、当社グループが保有する経営資源、ビジネススキルを最大限活用して、新しい事業に参入できるよう企画・準備を推し進めてまいります。

5. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第4期 (平成27年3月期)	第5期 (平成28年3月期)	第6期 (平成29年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高	25,741	23,885	20,405	16,928
営業利益 (△損失)	816	△1,440	1,919	3,596
経常利益 (△損失)	836	△1,383	1,945	3,594
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	293	△2,117	27	2,318
1株当たり当期純利益 (△純損失)	20円54銭	△148円49銭	1円96銭	162円55銭
純 資 産	41,272	38,285	37,853	39,528
総 資 産	59,081	54,781	50,648	49,511

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益 (△純損失) を除く) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ゲームカード株式会社	5,500 ^{百万円}	100.00%	パチンコプリペイド カードシステム関連事業
株式会社ジョイコシステムズ	2,850 ^{百万円}	100.00%	パチンコプリペイド カードシステム関連事業

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本ゲームカード株式会社	東京都台東区上野 1丁目1番10号	34,086百万円	37,921百万円

7. 主要な事業内容

当社グループは、パチンコプリペイドカードの発行及び販売、遊技機用プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守等を主な事業としております。

(当社の事業内容)

当社は、子会社である日本ゲームカード株式会社及び株式会社ジョイコスシステムズの経営管理及びそれに付帯・関連する事業を行うことを目的とする持株会社であります。

8. 主要な営業所

当社	本社	東京都台東区
日本ゲームカード株式会社	本社	東京都台東区
	営業部	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、 東京(東京都台東区)、名古屋(名古屋市)、 大阪(大阪市)、広島(広島市)、九州(福岡市)
株式会社ジョイコスシステムズ	本社	東京都台東区
	営業部	東京都台東区

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
187名	92名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。減少は構造改革に伴う希望退職の実施によるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	26名増	41.4歳	11年11ヶ月

(注) 上記従業員数は就業人員であります。増加は、主として、子会社の管理部門の機能及び人員を当社に集約したことによるものであります。

10. 主要な借入先の状況

当連結会計年度末における借入はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 50,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,262,879株（自己株式121株を除く）
3. 株主総数 11,465名
4. 大株主（上位15名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社SANKYO	2,131,900	14.94
株式会社データ・アート	632,000	4.43
株式会社平和	612,000	4.29
京楽産業、株式会社	611,900	4.29
サミー株式会社	611,900	4.29
株式会社大一商会	611,900	4.29
株式会社ニューギン	611,900	4.29
株式会社藤商事	611,900	4.29
サクサ株式会社	510,000	3.57
株式会社サンセイアールアンドディ	463,000	3.24
株式会社三洋物産	463,000	3.24
株式会社大都技研	463,000	3.24
株式会社高尾	463,000	3.24
株式会社竹屋	463,000	3.24
豊丸産業株式会社	463,000	3.24

（注） 持株比率は、自己株式（121株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒔 田 穂 高	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長 株式会社ジョイコシステムズ 取締役 株式会社SANKYO 執行役員(非常勤) 株式会社ビステイ 監査役 株式会社ジェイビー 監査役
取 締 役	柳 漢 呉	日本ゲームカード株式会社 取締役 株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役社長
取 締 役	市 原 高 明	株式会社大一商会 代表取締役 株式会社大一販売 代表取締役
取 締 役	筒 井 公 久	株式会社SANKYO 代表取締役社長COO
取 締 役	井 上 孝 司	株式会社藤商事 代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 聡	マミヤ・オーピー株式会社 代表取締役社長 エフ・エス株式会社 代表取締役社長 キャスコ株式会社取締役会長
常 勤 監 査 役	加 藤 大 三 郎	
監 査 役	相 浦 義 則	相浦義則税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 取締役(監査等委員)
監 査 役	天 野 裕 司	株式会社ディ・ライト 常務取締役

- (注) 1. 取締役市原高明氏、同筒井公久氏、同井上孝司氏及び同鈴木聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役相浦義則氏及び同天野裕司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役相浦義則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 石橋保彦氏及び関口正夫氏は、平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任しております。
6. 蒔田穂高氏は、平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任し、同株主総会において新たに取締役に選任され、就任しております。
7. 鈴木聡氏は、平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しております。
8. 天野裕司氏は、平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任しております。

9. 当事業年度中に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
蒔田 穂高	株式会社SANKYO 執行役員(非常勤)	株式会社SANKYO 執行役員経営企画部長	平成29年6月21日
鈴木 聡	キャスコ株式会社取締役 会長	キャスコ株式会社代表取 締役会長	平成29年6月23日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	3名	68百万円
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	15百万円 (3百万円)
合計	5名	84百万円

- (注) 1. 当事業年度中に在任した人員は、取締役8名(うち社外取締役5名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。取締役8名のうち社外取締役5名は無報酬であり、当該5名中の1名及び取締役に係る上記支給人員3名中の1名は平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。また、監査役4名のうち2名は無報酬であり、当該2名中の1名は平成29年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任したことから、取締役に係る上記支給人員3名中に含めて記載しております。
2. 取締役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額400百万円以内と定められております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額50百万円以内と定められております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額3百万円が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	市原 高明	株式会社大一商会 代表取締役 株式会社大一販売 代表取締役
社外取締役	筒井 公久	株式会社SANKYO 代表取締役社長COO
社外取締役	井上 孝司	株式会社藤商事 代表取締役社長
社外取締役	鈴木 聡	マミヤ・オーピー株式会社 代表取締役社長 エフ・エス株式会社 代表取締役社長 キャスコ株式会社取締役会長
社外監査役	相浦 義則	相浦義則税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 取締役（監査等委員）
社外監査役	天野 裕司	株式会社ディ・ライト 常務取締役

- (注) 1. 株式会社大一商会、株式会社SANKYO及び株式会社藤商事は当社の大株主であります。
2. 株式会社大一商会、株式会社大一販売、株式会社SANKYO、株式会社藤商事、マミヤ・オーピー株式会社、エフ・エス株式会社、キャスコ株式会社、相浦義則税理士事務所、日本コンセプト株式会社及び株式会社ディ・ライトとの間に取引関係はなく、その他にも開示すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	市原 高明	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	筒井 公久	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	井上 孝司	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	鈴木 聡	就任後開催の取締役会5回のうち5回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	相浦 義則	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	天野 裕司	就任後開催の取締役会5回のうち5回全てに出席し、また、就任後開催の監査役会5回のうち5回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る報酬等の額 13百万円
- (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

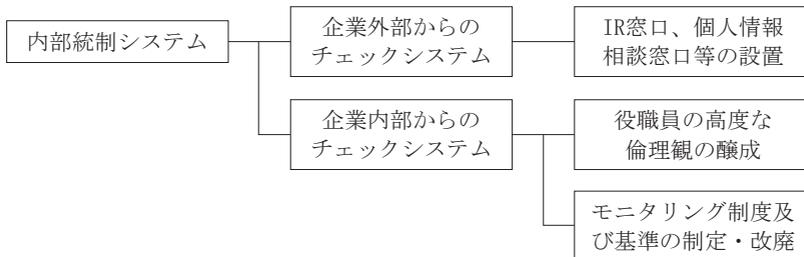
(1) 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第5項（第4項第6号）に基づき、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関するものである。内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としている。

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公正性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、以下、内部統制システムの構築・運用に関する基本方針を定める。なお、本基本方針は、取締役会決議によらなければ変更することができない。

① 基本方針

内部統制システムの構成は以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じなければならない。



② チェック体制の構築

上場会社としての情報開示体制に加え、各種ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）からのフィードバックが得られるよう、情報開示体制を強化するとともに、フィードバック窓口等の設置によりチェックシステムを機能させるものとする。

③ 役職員の高度な倫理観の醸成

高い倫理観と誠実さを基本とする人間集団を醸成し事業に取り組む方針であることから、「行動規範」を制定し、内部統制システムのインフラとして、また、事業推進活動のインフラとして、「行動規範」の浸透に努めるものとする。

④ モニタリング制度及び基準の制定・改廃

内部監査制度や予算統制制度等のモニタリングシステム及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備し、今後の事業環境、経営環境の変化に合わせて、モニタリング制度及びモニタリング基準を継続的に制定、修正、統廃合していくものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。
- ② 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。
- ③ 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合わせて適宜見直すこととする。
- ④ 稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（リスクが顕在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 総務部における当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。
- ② 当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にリスク管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。
- ③ 当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。
- ④ 当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。
- ⑤ モニタリング結果に関するグループ経営会議への報告体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。
- ② 当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合わせて規程のメンテナンスを行うものとする。
- ③ 当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

- (5) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングする企業倫理委員会を設置する。当委員会は当社社長直属とし、当社管理本部長を委員長とする。
- ② コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況を企業倫理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。
- ③ 当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する研修等の体制を構築する。
- ④ モニタリング結果のグループ経営会議への報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置する。

- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 常勤監査役、内部監査部長、総務部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとする。
- ② グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとする。
- ③ グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とするものとする。
- ④ 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

- (7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部、管理本部各々は、監査役監査に全面的に協力するものとする。
- ② 監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとする。

- (8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

- ① 監査役会の依頼に基づき、監査役職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- 監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。
- ① 監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べるができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。
 - ② 役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならない。
 - ・内部監査結果
 - ・予算統制結果
 - ・コンプライアンス体制の運用結果
 - ・リスク管理体制の運用結果
 - ・外部からのフィードバック情報
 - ・会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書
 - ③ 当社グループの取締役・監査役及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。
 - ・当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ④ 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 当社グループは、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。
- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。
- ① 監査役職務の監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役職務の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。
 - ② 監査役会とグループ経営会議メンバーの定期的意見交換の場を設定するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となるコンプライアンス管理規程に則り、役職員への法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しております。また、公益通報者保護法並びにコンプライアンス管理規程に基づき「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置することで、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためのリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会又は経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行

取締役会を8回、グループ経営会議を12回開催し、法令・定款・社内規程等で定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

(4) グループ管理体制

取締役会及びグループ経営会議において当社並びにグループ会社の経営状況等の報告をしており、現状を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査部が当社並びにグループ会社の業務監査を定期的実施しております。

内部監査は、グループ各部門の業務監査報告を社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、8回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。監査役3名は当事業年度に開催された取締役会にも出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

また、常勤監査役は、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部と情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,038	流 動 負 債	6,188
現金及び預金	9,105	支払手形及び買掛金	1,334
受取手形及び売掛金	1,261	営業未払金	8
営業未収入金	570	リース債務	957
リース投資資産	1,768	賞与引当金	128
有価証券	16,895	株主優待引当金	33
供託金	8,542	カード未精算勘定	2,143
商品及び製品	1,134	その他	1,582
原材料及び貯蔵品	226		
繰延税金資産	120		
その他	413		
貸倒引当金	△1		
固 定 資 産	9,473	固 定 負 債	3,795
有形固定資産	373	リース債務	1,032
その他	373	役員退職慰労引当金	75
無形固定資産	2,619	退職給付に係る負債	360
ソフトウェア	2,579	その他	2,326
その他	39	負 債 合 計	9,983
投資その他の資産	6,480	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,550	株 主 資 本	39,506
繰延税金資産	372	資本金	5,500
その他	634	資本剰余金	5,122
貸倒引当金	△76	利益剰余金	28,884
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	21
		その他有価証券評価差額金	21
資 産 合 計	49,511	純 資 産 合 計	39,528
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	49,511

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,928
売上原価		9,057
売上総利益		7,871
販売費及び一般管理費		4,274
営業利益		3,596
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	17	
貸倒引当金戻入額	12	
貸与資産修繕収入	8	
その他	10	62
営業外費用		
支払利息	13	
支払保証料	43	
固定資産除却損	6	
その他	1	64
経常利益		3,594
特別損失		
減損損失	5	5
税金等調整前当期純利益		3,588
法人税、住民税及び事業税	766	
法人税等調整額	503	1,270
当期純利益		2,318
親会社株主に帰属する当期純利益		2,318

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	5,500	5,122	27,208	△0	37,830	23	37,853
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△641		△641		△641
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,318		2,318		2,318
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△2	△2
当期変動額合計	—	—	1,676	—	1,676	△2	1,674
当 期 末 残 高	5,500	5,122	28,884	△0	39,506	21	39,528

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 日本ゲームカード株式会社
 株式会社ジョイコシステムズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、製品、原材料、貯蔵品

移動平均法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～39年
機械装置及び運搬具	6年～12年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 重要な収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ③ のれんの償却に関する事項
のれんは、10年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を前払式支払手段の発行保証金として、担保に供しております。

供託金	8,542百万円
投資有価証券	5,088百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,711百万円

3. 保証債務 1,047百万円

加盟店のリース契約に伴う債務に対して引取保証を行っております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,263,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	427	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	213	15.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月21日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	285	20.00	平成30年3月31日	平成30年6月22日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。

資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業未収入金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、国債等の満期保有目的の債券、資本上・業務上の関係を有する企業の株式、合同運用信託、投資信託であり、それぞれ市場価格の変動リスクに晒されております。

発行保証金信託は金銭の信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、営業未払金及びカード未使用額からカード収入高に収益計上したものを控除した残高を示しているカード未精算勘定は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券を主な対象としているため信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社の経理部門が日次で収支日報を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,105	9,105	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,261	1,261	—
(3) リース投資資産	1,768	1,774	6
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,088	11,114	25
その他有価証券	11,357	11,357	—
(5) 供託金	8,542	8,542	—
資 産 計	43,123	43,155	32
(1) 支払手形及び買掛金	1,334	1,334	—
(2) リース債務	1,990	1,982	△7
負 債 計	3,324	3,316	△7

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

合同運用信託及び譲渡性預金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額により、株式は取引所の価格により、市場価格のある債券及び投資信託については、取引金融機関から提示された価格により、市場価格のない債券については、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(5) 供託金

現金による供託であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,105	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,208	53	—	—
リース投資資産	828	915	24	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 (譲渡性預金)	5,000	—	—	—
満期保有目的の債券 (コマーシャル・ペーパー)	1,000	—	—	—
満期保有目的の債券(国債)	—	5,000	—	—
供託金	8,542	—	—	—
合 計	25,683	5,969	24	—

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	957	551	299	143	37	0
合 計	957	551	299	143	37	0

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,771円41銭
1株当たり当期純利益	162円55銭

VI. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	725	流 動 負 債	168
現金及び預金	689	未払金	40
売掛金	14	未払費用	5
前払費用	2	未払法人税等	61
繰延税金資産	16	賞与引当金	26
その他	2	株主優待引当金	33
		預り金	1
固 定 資 産	37,196	固 定 負 債	20
有 形 固 定 資 産	4	退職給付引当金	11
建物	3	役員退職慰労引当金	9
工具、器具及び備品	1	負 債 合 計	188
無 形 固 定 資 産	3	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3	株 主 資 本	37,732
投資その他の資産	37,188	資本金	5,500
関係会社株式	37,164	資本剰余金	31,664
繰延税金資産	8	資本準備金	2,000
その他	14	その他資本剰余金	29,664
		利益剰余金	568
		その他利益剰余金	568
		繰越利益剰余金	568
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	37,732
資 産 合 計	37,921	負債・純資産合計	37,921

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
関係会社経営管理料	435	
関係会社業務受託料	319	754
売 上 総 利 益		754
一 般 管 理 費		570
営 業 利 益		183
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		184
特 別 損 失		
減 損 損 失	5	5
税 引 前 当 期 純 利 益		178
法人税、住民税及び事業税	67	
法 人 税 等 調 整 額	△3	64
当 期 純 利 益		114

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利益剰余金			
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,500	2,000	29,664	31,664	1,095	△0	38,260	38,260
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△641		△641	△641
当 期 純 利 益					114		114	114
当期変動額合計	-	-	-	-	△527	-	△527	△527
当 期 末 残 高	5,500	2,000	29,664	31,664	568	△0	37,732	37,732

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年
工具、器具及び備品 5年～8年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - (4) 株主優待引当金 将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
 - 短期金銭債権 14百万円
 - 短期金銭債務 1百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	754百万円
その他の営業取引	309百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	121株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	8百万円
未払事業税	5百万円
退職給付引当金	3百万円
役員退職慰労引当金	2百万円
その他	5百万円
繰延税金資産合計	<u>25百万円</u>

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本ゲームカード(株)	所有 直接100%	経営管理 業務受託 役員の兼任	経営管理料 の受取	279	売掛金	13
				業務受託料 の受取	253	—	—
				給与手当 の支払	182	未払金	1
子会社	(株)ジョイコンシステムズ	所有 直接100%	経営管理 業務受託 役員の兼任	経営管理料 の受取	155	売掛金	0
				業務受託料 の受取	66	—	—

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
経営管理料、業務受託料、給与手当については、両社協議により決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,645円52銭
1株当たり当期純利益	8円01銭

Ⅷ. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
監査役会

常勤監査役	加藤大三郎	Ⓔ
社外監査役	相浦義則	Ⓔ
社外監査役	天野裕司	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考え、財務面での健全性を維持し、安定した配当をしていくことを利益配分についての基本方針としております。

この方針のもと、第7期の期末配当につきましては、当社グループの連結業績及び内部留保の充実等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額285,257,580円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月22日

第2号議案：取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役6名が任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	まきた ほたか 蒔田穂高 (昭和37年11月14日生)	昭和63年4月 カシオ計算機株式会社入社 平成10年11月 株式会社SANKYO入社 平成17年6月 日本レジャーカードシステム株式会社監査役 平成18年6月 株式会社ビスティ監査役(現任) 平成22年4月 株式会社SANKYO 経営企画部長 平成27年2月 株式会社ジェイビー監査役(現任) 平成27年4月 株式会社SANKYO 執行役員経営企画部長 平成27年6月 当社監査役 平成29年6月 株式会社SANKYO 執行役員(非常勤)(現任) 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成29年6月 日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長(現任) 平成29年6月 株式会社ジョイコシステムズ 取締役(現任)	1,000株
		(取締役候補者とした理由) 企業経営に関する高い見識を有しており、長年にわたる当業界での経験を活かし、経営全般の監督に十分な役割を果たせるものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	やなぎ かんご 柳 漢 呉 (昭和32年10月26日生)	<p>平成9年3月 株式会社平和入社</p> <p>平成20年11月 株式会社ジョイコシステムズ 技術部長</p> <p>平成21年6月 同社取締役</p> <p>平成23年4月 日本ゲームカード株式会社 取締役執行役員</p> <p>平成24年4月 同社取締役常務執行役員</p> <p>平成26年4月 同社取締役専務執行役員</p> <p>平成26年4月 株式会社ジョイコシステムズ取締役</p> <p>平成26年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成27年4月 株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成28年9月 日本ゲームカード株式会社 取締役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 長年にわたる当社役員の経験及び当業界における人脈と諸事情に精通しており、当社企業活動に資する知見を有するものであります。</p>	1,000株
3	いちはら たかあき 市 原 高 明 (昭和34年1月3日生)	<p>昭和52年4月 株式会社大一商会取締役</p> <p>平成元年8月 株式会社大一販売取締役</p> <p>平成13年3月 株式会社ジョイコシステムズ監査役</p> <p>平成13年6月 同社取締役</p> <p>平成14年5月 株式会社大一商会代表取締 役（現任）</p> <p>平成14年5月 株式会社大一販売代表取締 役（現任）</p> <p>平成23年4月 当社取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言を戴けるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たして頂けるものと判断したことによるものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	つついきみひさ 筒井 公久 (昭和28年4月1日生)	平成3年9月 株式会社SANKYO入社 平成10年6月 同社取締役社長室長 平成13年3月 日本アドバンストカードシステム株式会社監査役 平成14年6月 株式会社SANKYO常務取締役社長室長 平成14年6月 日本ゲームカード株式会社監査役 平成14年7月 株式会社SANKYO常務取締役経営企画室長 平成20年4月 同社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画部長兼経理部長 平成22年4月 同社取締役副社長執行役員 平成23年4月 当社監査役 平成24年4月 株式会社SANKYO代表取締役社長COO(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) (社外取締役候補者とした理由) 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言を戴けるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たして頂けるものと判断したことによるものであります。	0株
5	いのうえたかし 井上 孝司 (昭和25年2月17日生)	昭和45年4月 東芝コンポネンツ株式会社入社 昭和47年7月 株式会社藤商事入社 昭和52年4月 同社名古屋工場長 平成5年12月 同社取締役名古屋工場長 平成16年6月 同社常務取締役開発製造本部長 平成18年3月 同社専務取締役 平成18年6月 株式会社サンタエンタテイメント監査役 平成20年10月 株式会社ジョイコシステムズ取締役 平成24年4月 株式会社藤商事代表取締役専務 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 株式会社藤商事代表取締役社長(現任) (社外取締役候補者とした理由) 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言を戴けるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たして頂けるものと判断したことによるものであります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	鈴木 聡 (昭和42年6月7日生)	<p>平成3年4月 ベンホーガンコーポレーション(米国)入社</p> <p>平成17年6月 マミヤ・オーピー株式会社取締役</p> <p>平成22年6月 同社常務取締役</p> <p>平成26年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成27年6月 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成27年6月 エフ・エス株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成27年6月 キャスコ株式会社代表取締役会長</p> <p>平成29年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成29年6月 キャスコ株式会社取締役会長(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言を戴けるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たして頂けるものと判断したことによるものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市原高明氏、筒井公久氏、井上孝司氏及び鈴木聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 市原高明氏、筒井公久氏及び井上孝司氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、鈴木聡氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、市原高明氏、筒井公久氏、井上孝司氏及び鈴木聡氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認が決された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 市原高明氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの監査役及び非業務執行の取締役でありました。
6. 筒井公久氏は、過去に子会社である日本ゲームカード株式会社の監査役でありました。
7. 井上孝司氏は、過去に子会社である株式会社ジョイコシステムズの非業務執行の取締役でありました。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋1丁目1番1号
ホテルグランドパレス 3階 「白樺の間」
電話 (03) 3264-1111



<交通のご案内>

■九段下駅

地下鉄 東西線 7番口 徒歩1分

半蔵門線・都営新宿線 3a・3b番口 徒歩3分

■飯田橋駅

JR 総武線 東口 徒歩7分

地下鉄 有楽町線・南北線・都営大江戸線 A4番口 徒歩7分

ご来場いただくことができない株主様との公平性等を鑑み、おみやげにつきましては、ご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。